

受理番号第1号

平成27年2月23日

守谷市議会議長 松丸 修久 様

請願者

住 所 茨城県守谷市百合ヶ丘2-2516-4
氏 名 守谷市聴覚障害者協会
会長 大脇 司
紹介議員 山田美枝子, 市川和代, 佐藤弘子
梅木伸治, 又未成人

手話言語法（仮称）制定を求める意見書の提出を求める請願

【請願の趣旨】

別紙「『手話言語法（仮称）』の制定を求める意見書」を国会および政府の関係機関に送つていただき、早期に「手話言語法（仮称）」の制定を実現していただきたい。

【請願の理由】

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

平成18年（2006）年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記された。国連の障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成23（2011）年8月には「改正障害者基本法」が成立した。基本法には「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される（第3条）」と定められた。また同法第22条では国・地方公共団体に対して障害者の情報確保施策を義務付けた。手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身に着け、手話で学べ、自由に手話が使え、さらに手話を言語として普及、研究することのできる環境整備をもとめる法律制定を国として実現することが必要と考える。

すでに1511の地方自治体が「手話言語法（仮称）」制度を国に求める意見書を採択している。茨城県においても12自治体（平成26年12月26日現在）において意見書が採択された。

貴守谷市議会においても審議していただき、採択していただきたい。